



平成27年 5 月22日

各 位

会 社 名 コマニー株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 塚本 幹雄
(コード：7945、名証第二部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理統括本部長
兼H P C推進室部責任者 塚本 健太
(TEL. 0761-21-1144)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成27年 6 月25日開催予定の第55回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、現行定款第 2 条第18号および第19号、第21号は現在行っており、今後も行いう予定がありませんので削除し、これに伴い号数の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任免除に関する条項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年 6 月25日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成27年 6 月25日 (予定)

以上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款 (抜 粋)	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パーティション及び事務用器具の製造販売 2. パーティションの組立工事及び内装工事 3. 損害保険代理業 4. 金属プレス加工業 5. 建築工事の設計、監理、請負及び施工 6. 空気浄化装置、空調機器、照明機器の製造販売 7. 電気工事業 8. 管工事業 9. 事務所用、店舗用装備品製造業 10. 電磁波遮蔽室(シールドルーム)、防振、防音、放射線防禦施設の設計、監理、請負及び施工 11. 電気通信機器の販売及びリースレンタル業 12. 絵画美術品の販売及びリースレンタル業 13. 貿易業務、海外事業、経営のコンサルタント業 14. 建材の輸入販売 15. 不動産の取得、所有、処分、賃貸借及び管理 16. デジタルコンテンツ(電子的な情報内容)の企画、制作、販売 17. コンピューターソフト・システム企画、制作、販売 <u>18. コンピュータスクール</u>の運営 <u>19. 情報通信を利用したポイント方式の顧客誘引サービス(ネットワーク・ポイントサービス)システムの提供、運営及び情報磁気プリントカードの販売</u> 20. 広告、宣伝の情報媒体の企画、制作、販売 21. ビデオ映画の企画、制作、販売 22. ガラス製品の製造、加工、販売並びに輸出入 23. 貨物運送取扱事業及び倉庫業 24. 生命保険の募集に関する業務 25. セキュリティー機器の販売、取付工事 26. オフィスの移転、リニューアルのコンサルタント業 27. 木製及び金属製建具の販売、取付工事 28. 電子錠の販売、取付工事 29. パーティションのリースレンタル業 30. 前各号に附帯又は関連する一切の業務 	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. (現行どおり) 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. (削除) 18. (削除) 18. (現行第20号のとおり) 19. (削除) 20. 21. 22. 23. (現行第22号から第30号のとおり) 24. 25. 26. 27.
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第40条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上